

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人子ども・若者はみんぐ（以下、当法人という。）職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

- (1) 常勤職員 月給 20万円（月額基本給）
- (2) 非常勤職員 時給 950円

(給与改定)

第4条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。

2 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。

- (1) 第1項に該当しなくなった場合
- (2) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合
- (3) 休職した場合
- (4) 退職した場合

(給与の支給日)

第6条 給与の計算期間は毎月21日より翌月20日までとし、支給日はその月の25日(その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支給方法)

第7条 給与は日本通貨による手払いにて本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。